

# 安全管理規程施行細則

産交バス株式会社

令和2年1月1日

## 第1条 (目的)

本細則は安全管理規程の施行に関する細則を定める。

## 第2条 (輸送の安全に関する重点施策)

### (1) 内部監査について

(目的) 安全マネジメントの実施状況を点検することを目的とする。

(機能) 輸送の安全確保の見地からバス事業に係る業務を適正に把握し安全マネジメントの向上及び改善に寄与することにある。

(実施回数) 年1回以上とする。

(担当部署) 営業企画部とし原則所轄の所長職位以上が遂行する。

(監査責任者) 安全統括管理者とする。

(監査対象) 乗合及び貸切全営業所とする。

### (2) 輸送の安全の確保に関する社内体制(組織)の構築

1. 社長を起点とする連絡体制及び指揮命令系統並びに業務処理については別途組織図(別表1-1~5)の通りとする。

2. 安全統括管理者が病気又は不在時は安全統括管理代務者が代務執行する。

3. 営業所長は現場における体制の長として輸送の安全の確保に関する権限を有し、情報の連絡及び指揮命令に関わる行為を速やかに実行する。

4. 乗務員及びバス事業に携わる社員は上記連絡・指揮命令を受ける他、常に安全の向上に資する技能等の向上に努め、安全な輸送の確保を行う。

### (3) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

1. 運行管理者及び補助者教育：自動車事故対策機構主催講習会への受講  
専任講師による研修受講

2. 乗務員教育：年間計画による社内教育実施

(計画表は毎年別表にて作成とする：別表2-1~2)

3. 添乗指導等の実施：管理部職員主体による年間指導実施

## 第3条 (輸送の安全に関する目標)

安全管理規程に基づき輸送の安全に関する目標を下記の通りに定める。

(1) 目標は年度毎に設定する。

(2) 目標は会社全体及び営業所毎に設定する。

(3) 目標は別表にて毎年作成とする。(安全報告書)

## 第4条 (輸送の安全に関する計画)

(1) 全乗務員に対する指導教育及び監督

(2) 車両代替による安全輸送の確保

(3) 法令遵守徹底に対するマニュアルの作成

(4) 輸送の安全に関する会議、教育、巡回等

① 全営業所が参加するバスグループ合同安全会議(3ヶ月に1回)

② 各営業所での、乗務員に対する指導教育及び監督(全乗務員、年1回以上)

③ 定期営業所巡回(月1回[うち年3回は内部監査])

④ 乗務アドバイザー教育(年6回)

第5条 (事故、災害等に関する報告連絡体制)

事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は本細則第2条2項の定めと同様とする。(別表1-1~5)

第6条 (情報の公開)

安全管理規程に基づき毎年度外部に公表するものとし、下記の通りに定める。

- (1) 公表手段としてホームページに掲載する。
- (2) 情報管理は営業企画部を主管部署とする。
- (3) その他緊急時を含め公開に当たっては、安全統括管理者の指示に従うものとする。

第7条 (輸送の安全に関する記録の管理等)

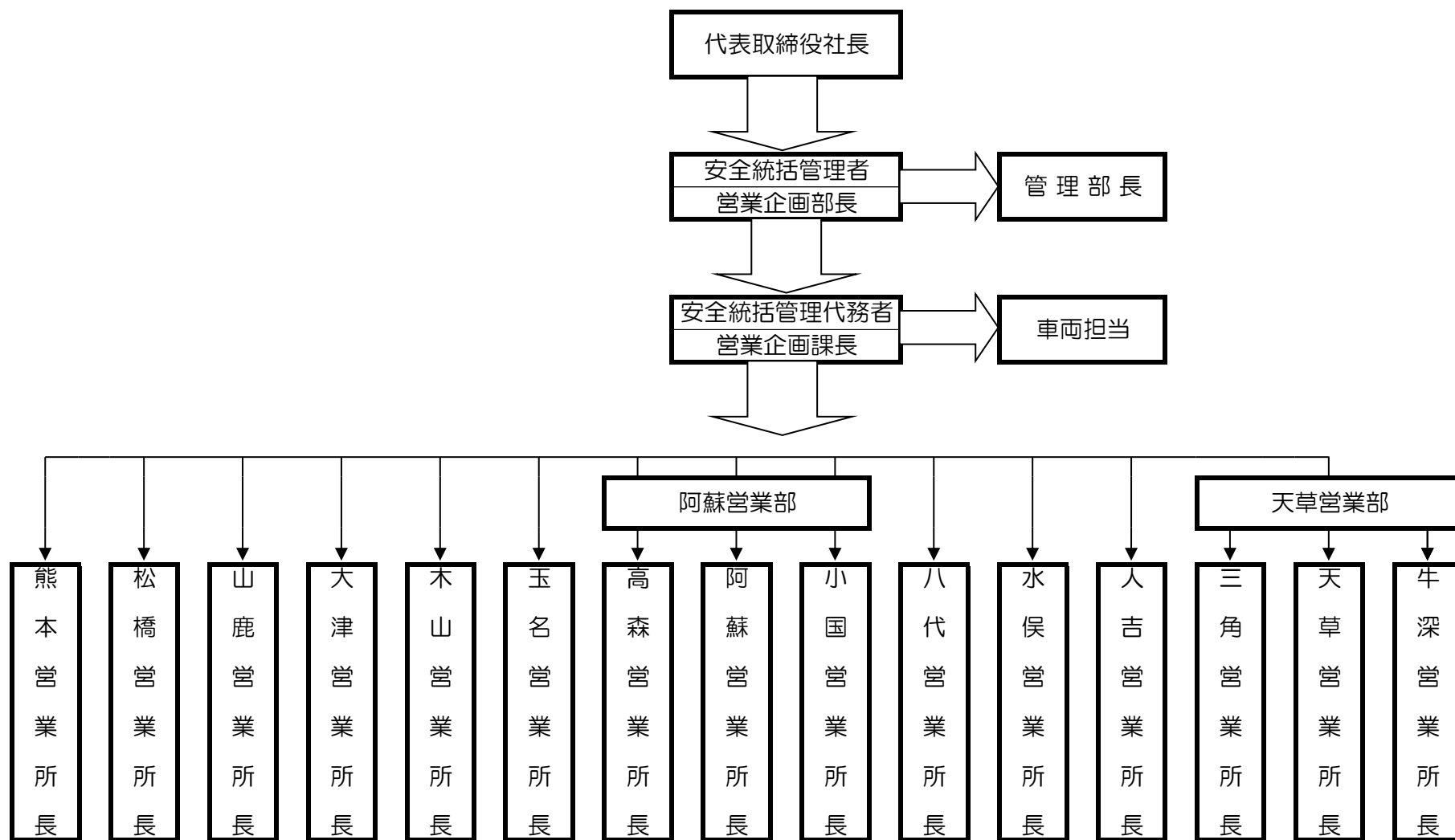
安全管理規程については業務の実態に応じ適時適切に見直しを行うとあるが、記録の管理・保存の方法を含め下記の通りに定める。

- (1) 安全管理規程及び本細則の見直しについては、安全統括管理者の指揮命令の下、営業企画部所属課長職以上の合議にて行うこととする。
- (2) 規程承認に当たっては当社規程管理規程に基づき取締役会の決議とする。
- (3) 輸送の安全に関する会議議事録については会議主管部署にて記録し、3年間保存とする。
- (4) 内部監査結果書類は管理部にて記録し、安全統括管理者が3年間保存とする。
- (5) 各営業所での輸送の安全に関する記録は各営業所にて3年間保存の上、一部を本社営業企画課に提出とする。

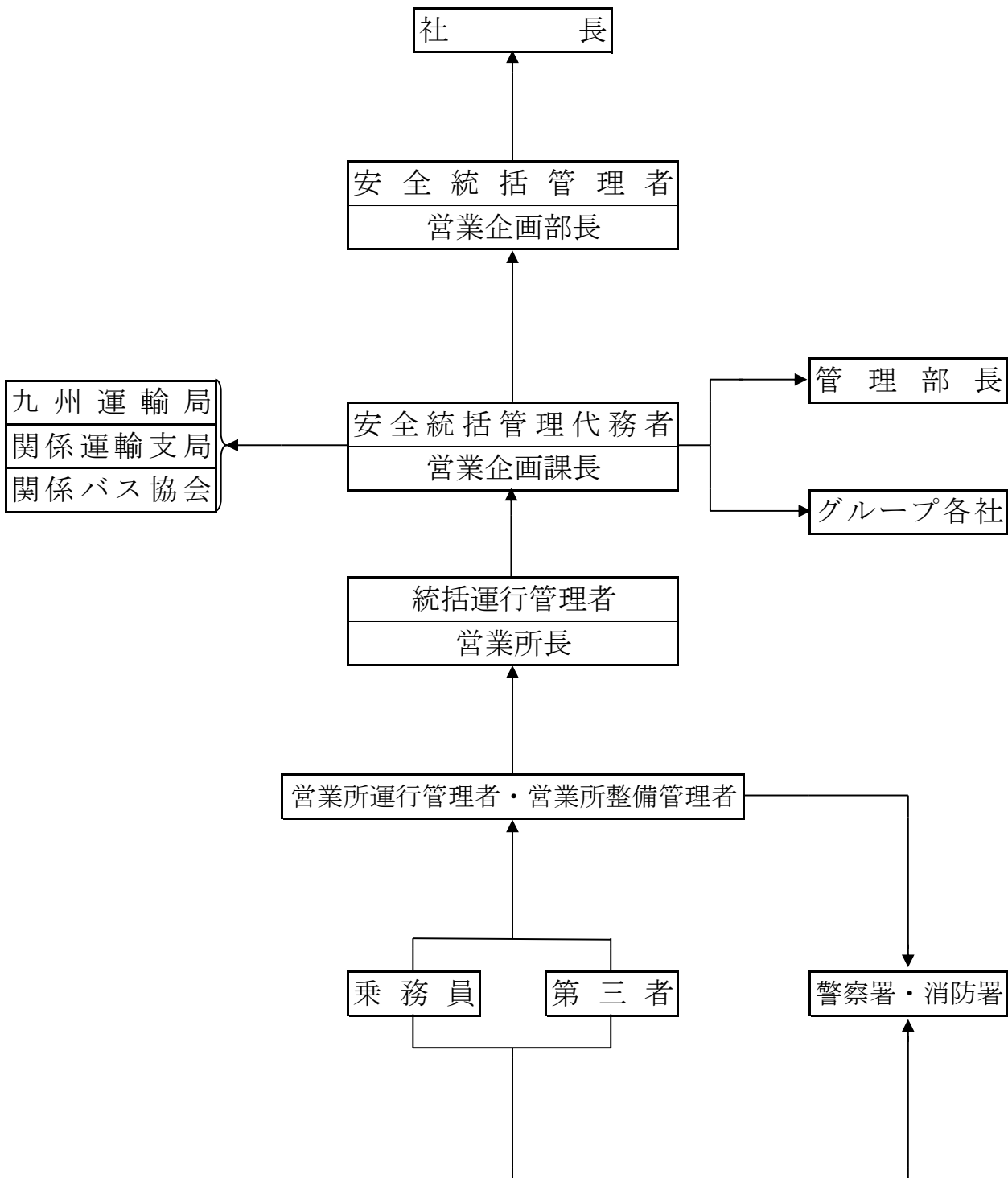
(附則)

1. 本細則の改廃は、安全管理規程の定めるところによる。
2. 本細則は平成19年8月1日より施行する。
3. 平成21年7月1日、一部改正。
4. 平成22年7月1日、一部改正。
5. 平成23年7月1日、一部改正。
6. 平成24年7月1日、一部改正。
7. 平成25年1月1日、一部改正。
8. 平成26年1月1日、一部改正。
9. 平成27年1月1日、一部改正。
10. 平成28年1月1日、一部改正。
11. 平成29年1月1日、一部改正。
12. 平成30年1月1日、一部改正。
13. 平成31年1月1日、一部改正。
14. 令和2年1月1日、一部改正。

# 産交バス安全管理体制図/周知徹底方法

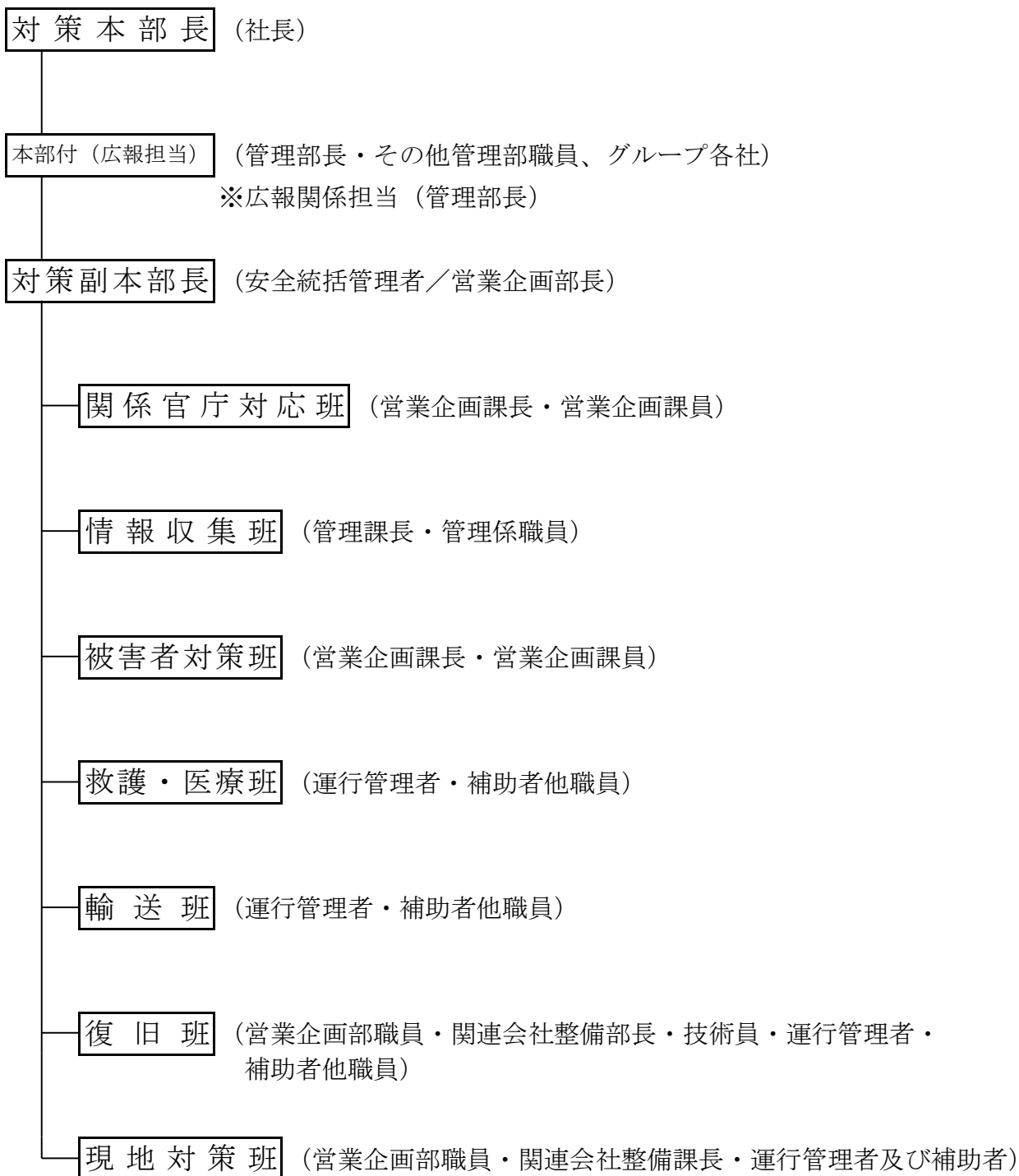


# 重大事故等発生時の連絡体制表



## 事故災害対策本部設置要領

◎事故災害に対処する為の対策本部を本社に設置する。



# 動員体制

(1) 管理部、営業企画部

①乗合及び貸切

イ. 路線バス、高速バス、貸切バスが発生した場合は、営業企画部長、営業企画課長、  
営業企画課職員、管理部職員

②営業所

イ. 運行管理者及び補助者全員他職員

ロ. 技術員

## 業務処理要領

### 本 部 付

- ① 対策本部長を援け、各班との情報収集、連絡応答にあたる。

### 広 報 班

- ① 報道関係全般を担当。
- ② 報道機関への連絡、途中経過の発表内容、発表のタイミングの検討や準備を行う。
- ③ 重要な情報を整理し、対策本部長との連絡調整を行い記者会見を開催。

### 関係官庁対応班

- ① 情報収集班と連携を密にし、情報収集に努める。
- ② 九州運輸局や所轄運輸支局に状況を速やかに適宜報告。
- ③ 関係バス協会にも状況を速やかに報告。

### 情報収集班

- ① 全ての班との連絡を密にし全ての情報を集中させ、その情報を整理する。
- ② 事件の経過を時系列的に全てを記録に残す。
- ③ 各警察の対策本部、消防署、道路管理者との連絡応答。

### 被害者対策班

- ① 情報収集班・現地対策班と連携を密にして、被害者である乗客やその家族の情報収集に努めると共に、家族に現状を報告。
- ② 家族のホテルや乗車券の手配等を実施。
- ③ 解放された乗客や家族に対するお見舞い。

### 救護・医療班

- ① 死傷者の救出、医療機関に現場派遣の要請をし、治療及び入院手配を行う。

### 輸 送 班

- ① 救援車両や家族を現地に送る車両の手配・準備。
- ② 現地に派遣する為の整備要員や必要工具の準備。
- ③ 被害車両の構造面の情報把握。

### 復 旧 班

- ① 死傷者を救出し、事故の復旧にあたる。
- ② 非常用器具を携行して現場に急行し、関係官庁の許可を得て車両引上げその他復旧を行う。

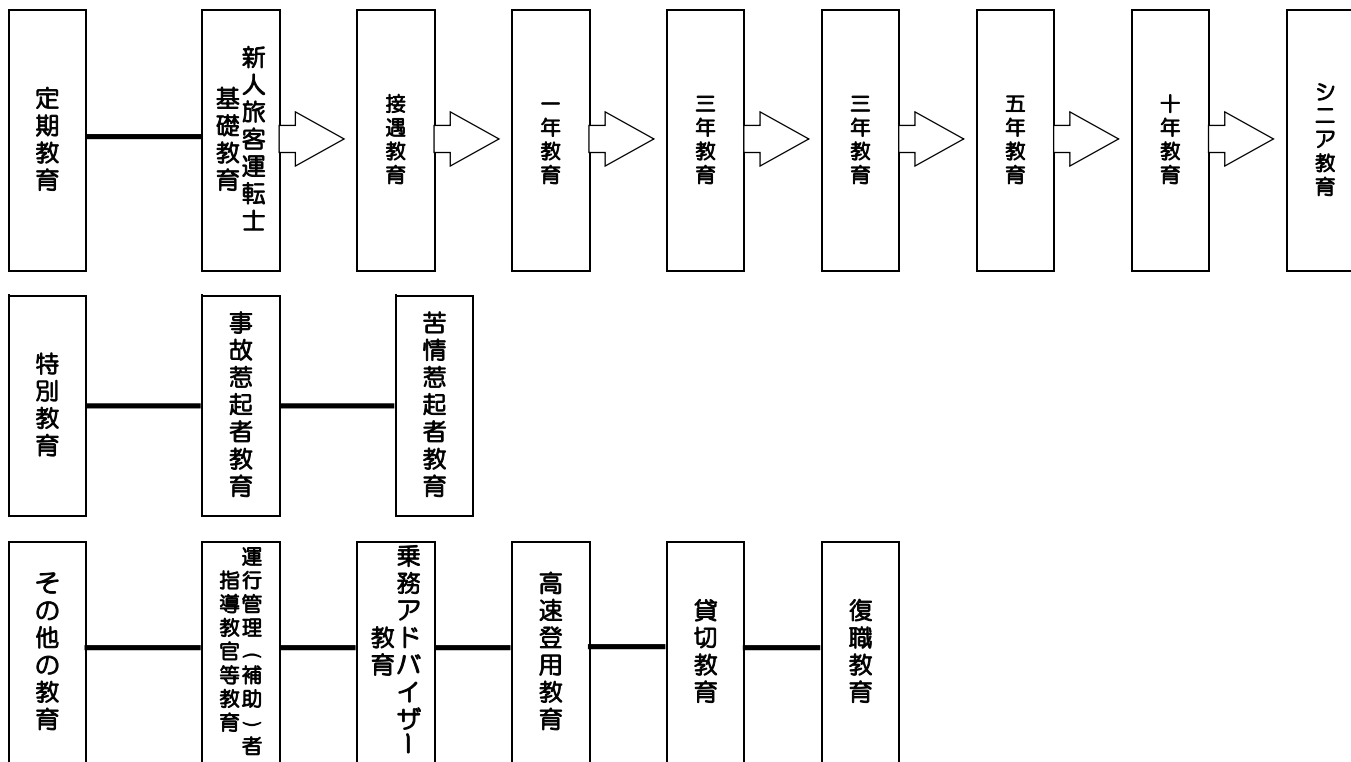
### 現地対策班

- ① 所轄の警察署と連携を密にし、情報収集に努める。
- ② 事件の推移により、現地対策班が複数設置される場合もあるが、互いに連絡し情報交換を実施。
- ③ 情報は速やかに対策本部の情報収集班へ報告し、常に連絡・調整を行う。



# 産交バス教育体系

(別表2-1)



## ◎終身教育

種 類	対 象 者	10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			教育期間	回数/年	延参加人数
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬						
1. 新人旅客運転士基礎教育	新人運転士				3名						3名						3名						2名						2名						2名			65日間	6回	15名
2. 接遇教育	新人運転士										6名												5名									4名						1日間	3回	15名
3. 一年教育	路線担当運転士					3名	2名					5名									3名			1名										3名				1日間	6回	17名
4. 三年教育	路線担当運転士								1名			2名	1名				3名				1名			2名		2名			2名					2名				2日間	9回	16名
5. 五年教育	路線担当運転士																												1名									2日間	1回	1名
6. 十年教育	路線担当運転士														2名												1名			2名								2日間	3回	5名
7. シニア教育	貸切担当運転士																																					1日間		

◎特別教育

(別表2-2)

種 類	対 象 者	10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			教育期間	回数/年	延参加人数
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬						
1. 事故惹起者教育	①苦情発生者																																		1日間	発生都度				
2. 苦情惹起者教育	②事故多発者 (1年以内に複数回発生させた者)																																		2日間	発生都度				

◎その他の教育

種 類	対 象 者	10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			教育期間	回数/年	延参加人数
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬						
1. 運行管理(補助)者 指導教官等教育	運行管理者 運行管理補助者 指導教官・乗務員											6名																							1日間	2回	12名			
2. 乗務アドバイザー教育	任命者												10名				10名				10名														1日間	3回	30名			
3. 高速登用教育	新人高速担当運転士																																		6日間					
4. 貸切教育	高速・路線運転士																																		2日間	1回	4名			
5. 復職教育	長欠者等																																		3日間	発生都度				